

ト環境から情報が漏洩しないよう、厳重にセキュリティ管理をすること。データ消去作業終了後、受託者はデータの消去完了を明記した証明書を担当職員に対して提出すること。

4.12 特記事項

4.12.1 政府・省庁規定への準拠

- ア． 電子政府推進計画等の政府方針に従うこと。また、今後電子政府推進計画等の政府方針の一環として提出されるものについては、可能な限り従うこと。
- イ． 本システム等の納入に際しては、2004年（平成16年）8月に公開された「ISO／IEC15408 を活用した調達のガイドブック Ver2.0」に基づき、ITセキュリティ評価及び認証制度を積極的に活用すること。
- ウ． 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」等、当省で定められた規定等を本調達受託決定後より遵守すること。また、これらの規定が変更された場合には、担当職員と協議の上、本システムで必要になる対応を実施すること。
なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠しているため、必要に応じ、参考すること。
- エ． 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に遵守すること。
- オ． 「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」を遵守すること。

4.12.2 管理・調整・作業依頼

- ア． 受託者は、担当職員の指示に従い、作業の進捗状況及び予定を文書によって説明することとし、その都度、担当職員の承認を得て作業を進めること。
- イ． 設計・構築及びテストのすべての作業工程にわたり、本システムが稼働する上で必要な調整を担当職員、工程管理業者及びレセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者と実施すること。
- ウ． 本仕様書に記載なき事項であって、本調達の遂行に必要と認められるものについては、担当職員と協議の上、対応方針を決定すること。
- エ． 担当職員から、本調達に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、書面、または、電子メールによる回答を行うこと。また、受託者は、本システム基盤に必要な技術動向及び製品動向等の情報を積極的に提供すること。
- オ． 受託者は、保険者、支払基金及び国保連合会への依頼や調整事項等が発生した場合は担当職員と協議すること。また、必要となる調整作業を支援すること。

4.12.3 SLCP-JCF98との対応

- ア． 本調達はソフトウェア開発を目的としたものではないが、当省と受託者の認識の齟齬をなくす目的で、本調達にて求める役務とSLCP-JCF98との対応関係を本仕様書別紙1「本調達にて求める役務とSLCP-JCF98との対応関係」に整理した

ので、参考にすること。

- イ. 本調達にて求める成果物について、SLCP-JCF98 との対応関係を本仕様書別紙「本調達にて求める成果物と SLCP-JCF98 との対応関係」に整理したので、参考にすること。

4.12.4 入札条件等

- ア. 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- イ. 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ウ. 平成 19・20・21 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で A の等級に格付けされ、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- エ. 契約担当官等から指名停止を受けている期間でないこと。
- オ. 厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用事業所においては、直近 2 年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近 2 年間について国民年金の未加入又は国民年金保険料の未納がない者であること。
- カ. 財団法人日本適合性認定協会または海外の認定機関により認定された審査機関により、ISO9001:2000 または CMMI レベル 3 以上の認証を取得していること。
- キ. プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 及び JIS Q27001 認証のいずれかを取得していること。
- ク. 情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。
- A. 厚生労働省 CIO 補佐官及びその支援スタッフなど（常時勤務を要しない官職を占める当省職員、「一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く）が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者
- B. 平成 19 年 8 月に調達を行った「レセプト等データベースに関する入札仕様書（案）の作成及び作成のための技術的支援請負業務一式」を受託した事業者
- C. 別途調達予定の工程管理業務を受託した事業者
- ケ. 全国を対象とした大規模情報システム（本仕様書「5. システム要件」に記述される程度の規模）の設計及び構築を行った実績を有する者であること。

コ. 過去 5 年間に官公庁における情報システムの設計及び構築を行った実績（委託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む。）を有する者であること。

4.12.5 第三者委託

ア. 受託者は、受託業務の全部または主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を当省に申請し、承認を受けること。なお、申請に当たっては、「様式 1」の書面を作成の上、受託者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しを担当職員に提出すること。

イ. 受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、当省に報告し、承認を得ること。その場合の様式は、任意とする。

ウ. 第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

4.12.6 連絡先

本仕様書に関する連絡先は以下のとおりとする。

担当 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

TEL 03-3595-2165 (直通)

4.12.7 設置場所の要件

受託者は契約日から平成 21 年 3 月末まで以下の設置場所の要件を満たす取込・定型資料作成等システム用機器の設置場所を用意すること。

(1) 物理要件

ア. 受託者は地震等の自然災害に備え、建築基準法準拠による十分な耐震性能を確保し、震度 6 強に対して倒壊及び崩壊しないことを保証する設置場所を用意すること。

イ. 東京都内またはその近郊に設置場所を用意すること。

ウ. 受託者はウィルス定義ファイルを更新するためのインターネット接続サービス回線を用意すること。（インターネット接続サービス回線の必要性は「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書（案）」に基づき、現時点で想定したものである。よって、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者的方式設計により、内容に変更が生じる可能性がある。）

エ. 本仕様書別紙 7 「設置場所に関する要件」を満たす設置場所を用意すること。

(2) 運用要件

ア. レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者が設置

場所で作業を実施できること。

- イ. 障害等緊急時に、24時間365日の連絡・対応体制が取れること。
- ウ. 設置した取込・定型資料作成等システム用機器を移設するため、設置場所からの搬出が可能であること。

(3) セキュリティ要件

- ア. 情報システム安全対策基準(<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/download/files/esecu03j.pdf> 参照)に準拠した設備であること。
- イ. 設置場所で、部外者の侵入や自然災害の発生等を原因とする情報セキュリティの侵害に対して、施設及び環境面から対策が講じられている区域（以下「安全区域」という。）に立ち入る者の本人認証を行うための措置を講ずること。
- ウ. 安全区域から退出する者の本人認証を行うための措置を講ずること。
- エ. 本人認証を経ていない者の安全区域への立入り及び安全区域からの退出を防ぐ措置を講ずること。
- オ. 安全区域へ継続的に立ち入る者を承認する手続を整備すること。また、その者の氏名、所属、立入承認日、立入期間、及び承認事由を含む事項を記載するための文書を整備すること。
- カ. 安全区域へ立入りが承認された者に関する個人情報等の変更がある場合には、当該変更の内容を上記「オ」の文書へ反映させること。また、当該変更の記録を保管すること。
- キ. 安全区域へのすべての者の立入り及び当該区域からの退出を記録・監視するための措置を講ずること。
- ク. 安全区域への訪問者がある場合には、①訪問者の氏名、所属、及び訪問目的、②訪問相手の氏名及び所属、③訪問日、立入り時刻、及び退出時刻の各項目を記録するための措置を講ずること。
- ケ. 安全区域への訪問者がある場合には、訪問相手の受託者（当省が別途契約する受託者とは別会社の作業者を含む。）が、安全区域への立入りについて、審査するための手続を整備すること。
- コ. 訪問者の立ちに入る区域を制限するための措置を講ずること。
- サ. 安全区域内において、訪問相手の受託者が、訪問者に付き添うための措置を講ずること。
- シ. 訪問者と継続的に立入りが許可された者を外見上判断できる措置を講ずること。
- ス. 受渡し業者と物品の受渡しを行う場合には、安全区域外で受渡しを行うこと。
- セ. 受渡し業者が安全区域へ立ち入る場合は、当該業者が安全区域内のサーバ及びネットワーク機器等に触れることができない場所に限定し、受託者がこれに立ち会うこと。

ソ. 安全区域内での作業を監視するための措置を講ずること。

4.12.8 環境配慮

- ア. 本調達に係る納入物については、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り納品すること。
- イ. 設置する機器の総消費電力量及び総発熱量を、可能な最少総消費電力量、最少総発熱量にて対応すること。
- ウ. その他、できる限り環境負荷の低減を図った対策に努めること。

5. システム要件

システム要件については、以下に示す本仕様書別紙を参照すること。

また、本仕様書別紙は「レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書（案）」に基づき、現時点で想定したものである。よって、レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）開発業者の方針設計により、内容に変更が生じる可能性がある。

5.1 システム全体構成要件

5.1.1 システム構成図

システム構成図については、以下の資料を参照し、要件を満たす本システム基盤を受託者が調達及び構築すること。

- ・本仕様書別紙 3 「システム構成図」

5.1.2 ハードウェア一覧

ハードウェア一覧については、以下の資料を参照し、要件を満たす本システム基盤を受託者が調達及び構築すること。

- ・本仕様書別紙 4 「ハードウェア一覧」

5.1.3 ソフトウェア一覧

ソフトウェア一覧については、以下の資料を参照し、要件を満たす本システム基盤を受託者が調達及び構築すること。

- ・本仕様書別紙 5 「ソフトウェア一覧」

5.1.4 ネットワーク構成

ネットワーク構成図については、以下の資料を参照し、要件を満たす本システム基盤を受託者が調達及び構築すること。

- ・本仕様書別紙 6 「ネットワーク構成図」

5.2 規模・性能要件

各業務における処理形態、データ量及び要求される処理時間は、表 5-1「規模・性能要件」の通りと想定される。受託者は平成21年4月時点のみでなく、データ量が増加する平成23年4月以降においても表5-1「規模・性能要件」の要求される処理時間を満たし、平成23年4月以降のデータ量で3年分のデータを保持できるよう設計・構築を行うこと。

レセプト情報と健診・保健指導情報を処理する11月の業務処理のピークにおいても、以下に示すシステム性能要件を満たすよう設計・構築を行うこと。

なお、以下に示すデータ量は、推計値であるので、受託者は設計時に担当職員に確認し、設計を行うこと。

表 5-1 規模・性能要件

システム機能 (レベル1)	データ量	要求される処理時間	利用者
データ取込	<ul style="list-style-type: none"> レセプト情報 1件あたり3KB [平成21年4月時点] 支払基金 4,000万件／月 国保連合会 4,000万件／月 [平成22年4月時点] 支払基金 6,000万件／月 国保連合会 6,000万件／月 [平成23年4月以降] 支払基金 7,000万件／月 国保連合会 7,000万件／月 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト情報の処理 支払基金 20日以内 国保連合会 20日以内 	5名程度（取込・定型資料作成等システム運用・保守業者）
	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導情報 1件あたり40KB [平成21年11月以降] 7,000万件／年 	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導情報の処理 10日以内 	
データ出力	<ul style="list-style-type: none"> レセプト情報 1件あたり3KB [平成21年4月時点] 8,000万件／月 [平成22年4月時点] 12,000万件／月 [平成23年4月時点] 14,000万件／月 	<ul style="list-style-type: none"> 2日以内（当省職員から複数のデータ出力要求があった場合でも、それぞれの要求事項に対して最大2日間でデータ出力を完了させること。） 	5名程度（取込・定型資料作成等システム運用・保守業者）
	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導情報 1件あたり40KB [平成21年11月以降] 7,000万件／年 		